

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

玉川小学校外3校 昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ㈱

3 随意契約理由

本昇降機設備は、日本オーチス・エレベータ㈱が製造・設置したものである。昇降機設備設置から26～27年が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9086)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

我孫子中学校外4校 昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

3 随意契約理由

本昇降機設備は、三精テクノロジーズ(株)が製造・設置したものである。昇降機設備設置から27～28年が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9086)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

真住中学校外2校 昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本エレベーター製造㈱

3 随意契約理由

本昇降機設備は、日本エレベーター製造㈱が製造・設置したものである。昇降機設備設置から26～27年が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため、計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9086)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

平野北中学校外1校 昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

フジテック㈱

3 随意契約理由

本昇降機設備は、フジテック㈱が製造・設置したものである。昇降機設備設置から26～27年が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9086)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

難波中学校外 1 校 昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム

3 随意契約理由

本昇降機設備は、(株)日立ビルシステムが製造・設置したものである。昇降機設備設置から 26～27 年が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9086)